

1. 件 名：原子燃料工業株式会社による核燃料輸送物設計承認申請に関する面談（1）
2. 日 時：令和4年6月9日（木） 11時00分～11時30分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※はTV会議システムによる出席）：
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
石井企画調査官、甫出主任安全審査官、山後安全審査官、真下係員
原子燃料工業株式会社
エンジニアリング事業部 燃料サイクル技術部
燃料輸送技術グループ グループ長 他2名※
5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. その他：
【事業者からの配布資料】
資料1 GP-01型輸送物 核燃料輸送物設計承認申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁のサンゴですけれども、これから原子燃料工業との面談を開始いたします。
0:00:06	まずですね不開示情報は発言しないようにしてください。発言してしまった場合はその場で、そのことを指摘してください。
0:00:13	発言の際にはマイクを使用してください。この際所属と氏名をお願いします。
0:00:19	使用しないときマイクのスイッチはオープンにしてください。
0:00:24	今回面談の資料を事前に送付してありまして、こちらで確認をしておりますので、原子燃料工業から説明を聞いてからということ省略しまして、こちらからの確認事項を進めていきたいと思いますが、
0:00:39	資料上、4取るのが難しいことであったり、特にここを話しておかなければいけないというような事項があれば、原子燃料工業から説明をお願いしたいと思いますが、いかがですか。
0:00:56	遠視燃料工業の吉田です。
0:00:58	今サンゴさんがおっしゃられた進め方で承知しました。
0:01:03	規制庁田子です。はい、わかりました。規制庁の石井です。今承知しましたというのはそちらから特に追加で説明はないというふうに理解すればいいということですか。
0:01:13	はい。その通りです。
0:01:15	この資料が今日説明したかった。説明させていただき、いただきかけたものですので、こちらから追加でということはありません。
0:01:25	規制庁石井です。承知しました。
0:01:28	何か、規制庁石井ですけど、今回いただいた資料の中で設計承認番号とか、すでに記載されていて、
0:01:39	2009の、今のところ普及6リビジョン案というふうには書いてあるんですが、一番最初の申請が2009年だったときに、それから違う。
0:01:53	何回ぐらい変更とかこれしてるものですかね。
0:01:59	設計承認として、
0:02:04	原子燃料工業の吉田です。
0:02:06	設計承認申請書の変更という意味では1回、
0:02:13	と認識しております。
0:02:19	規制庁大石です。回数はわかりました。その時の変更の内容って何か簡単に教えてもらうことは可能ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	簡単でいいです。
0:02:34	すいません。ちょっと今、原燃工の吉田です。ちょっと確認させていただきますので、ちょっと時間がかかるんだったら、こちらでも調べられると思うので、大丈夫です。すいません。申し訳ございません。準備が、
0:02:47	できておらず申し訳ありません。はい。
0:02:53	ここに考えると、
0:02:55	上げ原子燃料工業の北野です
0:02:59	容器の設計であったり内容物通が変わったということではなくて、法令改正に基づいた対応によって、
0:03:12	一部説明の追加等が行われたものと認識しております。以上です。
0:03:18	規制庁イシイずつわかりました。
0:03:22	規制庁さんはですけども 2012 年版対応の時ですかね、変更は、
0:03:30	現在、
0:03:34	現行お願いです。はい。
0:03:36	通りですはい。2013 年に設計変更申請を行っております。内容は今北野が申した通りです。
0:03:42	以上です。
0:03:43	そうすると一特別な試験条件の落下後の 10 センチ以下にならないとかそういう何か抜けてた。
0:03:50	文言が追加された時のことで、
0:03:56	はい。への対応です。はい。現行の 2 社でその対応でございます。
0:04:04	伊勢。
0:04:06	はい規制庁の田子ですけども、資料によると、スケジュールが書いて集まった情報でスケジュール書いてあって、現在、
0:04:16	この時点で申請をしないと。
0:04:18	事業を行うにあたって問題があるということが示されていると考えておりますけれども、
0:04:29	はい、原燃工の吉田です。はい。その通りです。
0:04:34	それですすねこの中で見ると、
0:04:40	海外での
0:04:43	許認可を取得するために、通常、時間がかかるので、
0:04:49	今、国内の方を先にやる必要があるということなんですけども、これは
0:04:55	やはりどうしてもこういった順番にならざるをえないんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:01	はい、原燃工の吉田です。海外の許認可なんですけども、日本の設計承認書、
0:05:09	に基づいて、英文証明書を発行。
0:05:13	依頼をして、その文書発行いただいた規制庁に発行いただいた英文証明書をもとに、海外の規制当局に申請すると。
0:05:24	いうことを計画しておりますので、どうしても
0:05:30	協議会が切るのは来年の9月なんですけども、リードタイム1年というところが必要になって参ります。
0:05:36	またですね許認可を海外で新規に申請ということになりますと、1年では済まずですね、
0:05:44	もう2年以上間かかるのではないかとこのところが見込まれますので、
0:05:49	弊社としましては、
0:05:53	日本の許認可をベースとして海外の有効性確認を行っていきたいというふうに考えております。
0:06:00	以上です。
0:06:07	すいません。規制庁の田子ですけど、今の説明だと、何か国内の審査は早く済むけど、海外の審査機関がかかって、何か国内で何も見てないような、そういうふうな認識をされてるように、
0:06:20	聞こえたんですけども。
0:06:21	どういった観点で、海外の協議会に時間がかかるんでしょうか。
0:06:26	私が思ったのは言語の壁があって時間がかかるという意味なのかなと思ったんですけども。
0:06:33	ひょっとして国内の方が何か審査が甘いみたいなそういったあれで国内を先にやりたいみたいなことであれば、ちょっと考えなきゃいけないんですけどいかがですか。
0:06:44	原子燃料工業の吉田です。決してそうは、
0:06:50	もちろんそんなことを考えておりませんで、海外なんですけども実際の審査機関を別として、必要期間は約1年かかるということがですね、
0:07:02	申請者の方に、
0:07:04	規制規制当局から、期間は1年ぐらいかかるよということが示されておりますので、
0:07:10	必ずしもこれは審査に1年をかけているというわけではなくて、期間として1年はおりますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:17	ということが通例として行われております。ですので審査に時間をかけている、国内と国外で、審査のウェイトに差があるということは医者として全く考えておりません。
0:07:30	以上です。長のサンゴですけども、今ご説明いただいたのはもう、海外の場合は申請して中身がどうのっていう前に、まず1年間、
0:07:41	時間が必要だというふうに言われるとそういう理解でよろしいんですかね。
0:07:46	はい。では、原燃工の吉田とそのような、
0:07:49	に理解しております。
0:07:57	規制庁の佐藤ですけど、都築として、その点で、
0:08:01	さらに、日本で承認されたという事実がない場合には、1年どころか2年とかっていうふうに言われることがあるということによろしいですか。
0:08:14	はい。原燃工の吉田です。言われるといたしますか、
0:08:20	日本での許認可、
0:08:22	に基づかず、1から海外で申請する場合は、市からの海外での支援策ということになりますので、
0:08:30	この有効性の確認。
0:08:32	による許認可取得と比べて、非常に時間かかる。
0:08:37	ことになります。
0:08:43	イメージで言いますと、今回弊社から提案させていただいてる
0:08:49	有効性確認の場合は、内容の若干の質疑応答と、
0:08:56	を行うということになるんですけども、1から申請した場合は、すべての内容を、
0:09:02	海外規制当局の審査基準に基づいて、審査されていると、審査していくと、ということになりますので、この審査機関というのは当然、
0:09:15	今、先ほど申し上げた1年よりも長くかかることになります。
0:09:26	はい。
0:09:27	そうすると、最近の海外情勢はあまり把握しておりませんでしたけれども、現在、今、規制庁の容器に関する審査、かなり短縮されているますけれども、
0:09:38	1年程度ってというのは、それほど、
0:09:41	他に比べて長過ぎるということはない。
0:09:45	事業者に迷惑をかけてはいないということによろしいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:51	はい。はい。原燃工の遊佐です。はい。その通りでございます。
0:10:13	うん。10、はい。
0:10:16	規制庁ホデですけども、
0:10:19	今回、今回の資料を一応、
0:10:24	一読して、
0:10:27	一応、これまでの、
0:10:30	原燃工の申請案件、先回の申請案件でいろいろ、審査のプロセスにおいていろいろやられ、
0:10:44	言語の方でいろいろ検討されたこととかこちらがいろいろ指摘したことを、こちらがどういうことを確認しなきゃいけないかという確認するかというところの、
0:10:55	認識は、持たれていると、いうふうに考えます。
0:10:59	併せてですね、
0:11:06	現行の先回の容器、
0:11:08	先回の申請案件だけでなくってですね、
0:11:14	J Aとか、
0:11:16	資金の四国電力の話とか、当然、物の中身も違いますけれども、どうい うところが論点になってるかというところをよく把握した上で、
0:11:27	必ず水平展開してみても、水平展開した上でですね、申請書の内容をチェ ックすると。
0:11:38	その上で申請いただきたいというふうに考えます。
0:11:43	特に
0:11:45	理解はされてるというふうに認識してますんでその辺、確実に励行いた だければと考えてます。以上です。
0:11:56	はい、原子燃料工業の吉田です。今古藤さんのおっしゃられたところで すね、我々としても、他社、
0:12:03	の案件というところは、確認しておりますし、審査の過程における確認 事項ですね、そういったところ、
0:12:13	一つも水平展開しながら、
0:12:17	増井へ展開して反映した内容で申請を行いたく考えておりますので、
0:12:24	はい、そのように進めさせていただきます。
0:12:27	以上です。
0:12:28	すいません規制庁のサンゴですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:31	資料上ですね、繰り返し使用するものについては経年変化の考慮という ような数字を見せていて、
0:12:39	ただ1点注意として、
0:12:42	1回しか使用しないもので繰り返しをしないものですね、1輸送に対し て一つ、もう交換してしまうようなものであってもですね、
0:12:52	その輸送期間中に劣化鶴居してさらにその劣化したものによって、周り のものに悪影響を及ぼすとかっていうことがあるのかなのかという確 認は、
0:13:03	されているんでしょうかというか、こういったことは必要だと考えられ ておりますけれども、
0:13:15	はい、原燃工の吉田です。
0:13:18	その1回しか使用しないもの例えば
0:13:22	ガasketとかそういうところですね。
0:13:26	こちらについて輸送期間中に劣化することはないというふうに弊社考 えておりますけども、ちょっといま1度、
0:13:34	そういった記載が読めるようになってるかどうかというところは、再確 認させていただきます。
0:13:42	以上です。
0:13:45	規制庁の丹後です。
0:13:47	今回申請を考えてるにあたって適時性の説明をしていただいているわけな んですけれども、それ以外にですね、
0:13:57	原燃工自体は以前、この規則改正後の申請を1回行われているので、確 認する事項というのは少ない、もしかしたらないのかもしれないん ですけども、
0:14:08	今回のこの行政相談を行うにあたって、確認しておきたい事項というの は、
0:14:15	資料で説明したいということ以外に、こういったことは、
0:14:22	どのような考え方を持っているのかという、何か
0:14:26	聞いておきたいことということはございますか。
0:14:31	原告さんです。
0:14:34	すいません1点確認なんですけども、今回の案件に関しても、前回のT N F X Iと、
0:14:43	と同様に新規の申請っていう形で出させていただくという理解で、
0:14:50	問題ないでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:52	規制庁の石井ですけどそちらがどっちで確かに出したいかっていうのはありますか。
0:15:00	特にありません。すいませんしいて言うならば、変更の方が、
0:15:09	少しありがたいかなというところがございます。設計承認番号は、
0:15:14	変わらない方が、海外申請の面で、
0:15:19	説明すればいいのかもしれないですけど設計承認番号が継続された方が、海外規制当局に対してその継続性っていうのを説明しやすいというのは、
0:15:30	ありますので、できれば変更がありがたいかなとは思っております。
0:15:35	規制庁の石井ですけど。その時には、ちゃんと
0:15:39	経年変化の考慮をする上で、各情報に対して、これはこうだから影響しないってのすべてをフルスペックで何かちゃんと整理してもらう必要があると思いますけど、
0:15:52	それを整理する上で間に合いそうですか。
0:15:55	言ってる意味は、本来であれば新規であれば各条項に対してしっかり見ていかなきゃいけないっていうところを、今回経年変化の考慮を入れることによって、例えば、
0:16:06	今回南條が対象になるんですけど、6条と、
0:16:10	5条5条の各号に対して、
0:16:13	こういう観点から影響しない。
0:16:17	例えば
0:16:20	10センチのくぼみっていうことに対しても、そもそも今回の容器は経年変化をすることを考慮しないので、前回と同様なので、
0:16:31	対象としないとか、そういう整理もきちんとしてもらう必要があると思うんですけど、その辺は生きてきそうですか。
0:16:40	榎さんです今おっしゃられてるのは、次事象のところの記載ぶり。
0:16:46	という理解、記載ぶりが規制庁一緒で、記載ぶりというか、自分たちで
0:16:52	ろ紙を得るかなこれ経年変化をやるのは、どうしてもFをまとめる時に、これ床例だけをちゃんと評価しますって言った時に、各
0:17:02	条項に対して影響がないっていう影響がないというか、
0:17:07	その表考慮の必要がないとか、考慮が必要であるっていうところの整理を、ちゃんと自分たちでもしてもらった上でっていうことです。
0:17:24	それが、吸い上げる5キタノすみません。
0:17:28	近畿である場合は、市からすべて確認いただけるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:34	そこまでの記載はなくて変更になると、そういう、
0:17:40	経営者が必要になってる。うん。ちっちゃくなってもいいってことですね。
0:17:47	ちょっとその専門、考慮してちょっと新新規で津野が変更にするのかっていうところと、
0:17:55	総合的に見てちょっと判断したいと思います。あと規制庁石井ですけど、
0:18:02	何これって 2009 年っていうところも、
0:18:06	あるので、そちらとどうするかっていうことかなあとと思いますけどその辺も含めて、
0:18:12	判断してもらえればいいと思いますけど。
0:18:16	何かありますか。小路書記。
0:18:20	すいません原燃工の吉田ですけども、今の石井さんのおっしゃられた 2009 年だからというところも考慮してという、すみませんそこは考慮の必要はないかもしれないですね。
0:18:33	米田で承知しました。
0:18:45	わかります。
0:18:50	規制庁のサンゴですけども、
0:18:53	設計自体が比較的審査をした時期が新しいので、確認済みとされているところも、今の考え方とさほど差はないんじゃないかということで、
0:19:04	先ほどの発言に繋がるんですけども、
0:19:08	審査時期が古いと、その当時の考え方と今の考え方と、新しい知見に基づいて考え方が変わっているとかそういったところも、もうございますので、
0:19:19	変更したことによって、
0:19:21	規則適合に、
0:19:23	影響があったのかなかったのかということの説明していただくとともに、今現在の最新の危険をもとに、色適合っていうのは、過去はこう言っていたけども、現在の説明ではこういう説明になって、
0:19:36	提供する、問題ないというふうにかけるとか、そういったところの説明があると。
0:19:43	変更を、の中身を見るということで、わかりやすいということになります。
0:19:49	できれば、そういった内容をご検討ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:58	原燃工の吉田です。或いはご教示ありがとうございます。今サンゴさんおっしゃられたところも踏まえてですね、弊社として、新規申請とするか、変更の申請とするかというところを、
0:20:11	検討して判断いたします。ありがとうございました。
0:20:16	はい。規制庁サンゴですけど他に確認しておきたい事項ございますでしょうか。先ほどから話が続いてるこういった形の申請書を構成するかという点。
0:20:26	が新たに考えなければいけないということのようですので、
0:20:31	すぐに確認したい事項というのは出てこないのかもしれませんが、できるだけ今回の面談で、話をできるものは話をしておきたいと思っています。
0:20:44	ネンコウの吉田です。こちら、どちらにするかというところ判断しましたらまた、こういった形でこれを報告させていただく。
0:20:54	ければよろしいでしょうか。
0:20:56	申請の予定がこういうものであるというふうにお伝えいただければ、それでいいのかなと。ただ、
0:21:03	どちらにするかっていうことを踏まえた上でまたさらに、行政相談が必要であればまたそれをご連絡いただくことになるのかなと考えておりますけれども、
0:21:15	ネンコウの吉田です。承知しました。それでは検討しまして、また、相談させていただきたいということであれば、また改めて連絡をさせていただきます。
0:21:32	何か検討しなければ、
0:21:36	その検討結果なんかすごいかもしれないけど、
0:21:40	ただ、世界5別でやるのは、
0:21:48	規制庁の丹後ですけども、
0:21:50	ちょっと規制庁側の事情で申し訳ないんですけども、いろんな案件をまとめて処理するというのもありまして、申請をどういう形にするかという検討が、いつごろ終わって申請書をいつごろ出すかというところが、
0:22:04	もし今目標を、
0:22:07	いえる状態であれば教えしていただきたいなと思いますけれども、
0:22:12	いかがでしょうか。
0:22:21	前なんか起きたんですけども、基本的に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:26	今ちょっと新規前提で、準備進めてましたので、
0:22:32	ちょっとお話聞く限りはもう新規で、
0:22:36	言った方がベターかなあとトータルで見えて思っております。
0:22:42	申請がいつごろできるかといいますと、
0:22:45	来週末から再来週の頭には完全準備が整って出せるような状態になると考えております。以上です。
0:22:57	規制庁田子です。わかりました。ただ、どちらにするかも、もうちょっと検討する。
0:23:03	ということ。
0:23:04	同と理解してますけど、そういう形でよろしいでしょうか。はい。はい、そうです。この後ちょっと社内的に話させていただいて、決定。
0:23:14	します。はい。
0:23:15	すいません原燃工の吉田ですけども、1点質問させてください。
0:23:20	ちなみになんですけども新規申請でも、変更の申請でも、どちらでも審査会合は行われるという理解でよろしいのでしょうか。
0:23:36	現時点では、
0:23:38	どちらにせよ、審査会合を行う予定です。
0:23:47	すいませんあと追加で申し訳ありません原燃工の吉田ですけども、
0:23:51	審査会合の説明の内容は、新規先生と変更の申請で変わるということになりますでしょうか変更の場合は、
0:24:02	変更箇所、
0:24:04	のみの説明。
0:24:06	そういうイメージでしょうか。規制庁サンゴですけども説明の内容自身は事業者が一義的に考えるものと思いますけれども、
0:24:15	仮に新規であったとして、
0:24:19	すでに承認を受けた設計というのがあってそれに対してこういう変更のこういう、
0:24:26	ものを、
0:24:27	こういう規則適合を新たに説明を追加して、
0:24:33	新規の申請とするものだというような説明を、過去の先行事例でも行っておりますし、
0:24:39	変更というご等の、
0:24:42	場合も、すでに承認された設計があって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:46	規則的のためにこういう説明を追加するとか、評価を追加しましたということ、
0:24:52	審査会合で説明しているという先行事例両方ございますので、いずれにせよ、説明する内容は変わらないのではないかなと思います。
0:25:02	安楽さんです
0:25:04	すみません、弊社でも、そうですね、TNFイレブン等でどのような人がございますので、はい。
0:25:12	すみません。
0:25:13	以上です。
0:25:16	そういう意味では変更した箇所、規制庁イシイですけど変更した箇所はもちろんメインで説明してもらおうと必要があると思いますが、
0:25:26	例えばスペックだとか、中身については変わりませんっていう、
0:25:33	ことは宣言してもらわないと。
0:25:36	その変わらない中でも重要なポイント、例えば基本的安全機能、要するに未臨界防止とか除熱とか、
0:25:48	何だろうな、閉じ込めという観点からここは変わりませんっていうのをちゃんと説明してもらおう必要はあると思うんですが、
0:25:56	はい。前回のT n イレブン等と同様に、
0:26:02	容器の概要であったりな収納物の性質、
0:26:06	であったりあとそれらが過去の
0:26:10	既存の承認を受けている設計と変わらないものであることの説明は、審査会合の中でもさせていただこうと考えております。
0:26:18	以上です。
0:26:20	規制庁の石井です。そういう観点で、当審査会合の資料は、申請と同時ぐらいに準備はできますか。
0:26:29	中尾キタノです。はい。そちらも並行して出た準備を進めておりますので、同時に出すことができます。以上です。藤藤。
0:26:40	崩壊情報としては今回、もう概ね、
0:26:44	特にマスキングが必要な情報っていうのはあまりないという理解でいいですか。
0:26:51	別の機関という、言うとな審査会合の資料はマスキングなし版でつくれるという理解でいいですか。
0:26:58	原燃工キタノです。はい。そのような理解でD N P 部分と、
0:27:03	同じレベルの内容に関しては開示、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:07	してご提示できる。
0:27:10	形のイシイですわかりました。基本的に、審査会合資料には非公開情報が含まない形で準備してもらえればなあと思います。
0:27:19	それから今、1000先週ぐらいの規制委員会でも、野辺別の加工メーカーさんとかいろいろ議論があって、
0:27:30	品質保証の観点から、いろいろ規制庁から、検査の部門とかでも、C適用、
0:27:37	受けてるところだと思いますけど、そういう観点で、この設計承認を出す上でも、品質管理体制が万全であるっていうことの説明はきちんとしていただく必要があるかなというふうに思ってます、
0:27:50	例えば今回の申請書を作る上で、どういうチェック体制で臨んでいるのかとか、
0:27:56	今後その容器を作る上でも、どういう体制で品質管理を行うのかっていうのも含めて、ちゃんと説明していただく必要があるかなと思ってるので、
0:28:07	その辺は大丈夫でしょうか。
0:28:13	はい原子燃料工業の吉田です。はい。その辺りももちろん承知しておりますので、説明、
0:28:20	の中に、説明をさせていただきます。
0:28:24	連絡です。石井さんと、今のご発言に関しては、何かその審査会合の中で、
0:28:33	説明を取り上げるというよりかは
0:28:37	この審査の中で、規制庁さん側から、
0:28:43	問い合わせがあった時に適切に答えれば良いという理解ですかね。
0:28:47	規制庁吉井です。そういう意味では、
0:28:51	積極的にやるかどうかはそちらの判断だと思いますけど、審査会合の中でも、そういう質問に及ぶ可能性はあるかなというふうに、
0:29:01	それは承知しました。全体的に持ってきたときに、そこを逆に使われるから、そこは話さない方がいいと思ってますってだったらそこはそちらの判断だと思いますけど。
0:29:14	例えばこちらから、そういう昨今の状況を踏まえて質問した時にちゃんと回答ができるようにしていただければいいのかなあ。
0:29:24	承知いたしました。はいそのように、頭で。
0:29:28	認識の上で審査会合や、市、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:32	等に望みたいと思います。以上です。
0:29:44	規制庁様ですけれども、他に何か確認しておきたい事項はございますか。
0:29:56	原子燃料工業の吉田です。
0:29:58	原子燃料工業からは特にございません。
0:30:05	それではこれをもちまして原子力工業との面談を終了したいと思います。
0:30:15	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。